

○宮崎大学工学教育研究部企画会議規程

〔平成24年4月1日
制 定〕

改正 平成28年4月1日 令和3年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学工学部(以下「本学部」という。)教授会及び宮崎大学工学教育研究部教授会の諮問に応えるほか、本学部及び工学教育研究部における教育・研究及び管理運営等の事項を審議するため、宮崎大学工学教育研究部企画会議(以下「企画会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 企画会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育、研究及び教員組織並びに教育研究施設の設置・改廃に関すること。
- (2) 規程等の制定・改廃に関すること。
- (3) 企画会議の提案事項に対する、プログラムの意思の集約及び実施に関すること。
- (4) 予算の配分方針及び予算案の立案に関すること。
- (5) 教授会でその決定を付託された事項に関すること。
- (6) 教育に関わる工学部重点経費の配分案の決定に関すること。
- (7) プログラム間の連絡調整に関すること。
- (8) その他本学部及び工学教育研究部の運営に関すること。

(組織)

第3条 企画会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 工学教育研究部長
- (2) 副学部長(教務、評価及び研究担当)
- (3) 教育研究評議会評議員
- (4) 各プログラムの長
- (5) 工学基礎教育センター長
- (6) その他工学教育研究部長が必要と認めた者

(議長)

第4条 企画会議に議長を置き、工学教育研究部長をもって充てる。

- 2 議長は企画会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 企画会議は、原則として、全ての委員の出席をもって成立する。ただし、第3条第4号及び第5号の委員に事故あるときは、当該プログラム又は工学基礎教育センターの教育を担当する教授を代理人として出席させることができる。

- 2 副学部長は、2名以上出席するものとする。
- 3 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 企画会議の事務は、本学部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、企画会議の運営に関し必要な事項は、企画会議が別に定

める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部企画会議規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 から施行する。